

生命保険料控除証明書の送付について

生命保険料控除証明書は「ご契約内容のお知らせ」(※)の巻末に添付して 10月上旬から10月中旬にかけて順次送付します。年末調整や確定申告にご利用いただけますので大切に保管してください。

	月払契約	年払・半年払契約
口座振替扱 クレジットカード扱 振込扱	「ご契約内容のお知らせ」に添付して10月上旬から10月中旬にかけて順次送付します。	【8月までに保険料をお払込済のご契約】 「ご契約内容のお知らせ」に添付して10月上旬から10月中旬にかけて順次送付します。 【9月以降に保険料をお払いただく年払契約】 「生命保険料控除予定額のお知らせ」をご契約内容のお知らせに添付して10月上旬から10月中旬にかけて順次送付します。 その後、保険料お払込の都度、「生命保険料控除証明書」を送付します。
前納	「ご契約内容のお知らせ」に添付して10月上旬から10月中旬にかけて順次送付します。 9月以降に前納保険料をお払いただくご契約は、保険料充当後に送付します。	
一時払	「ご契約内容のお知らせ」に添付して10月上旬から10月中旬にかけて順次送付します。 契約日が9月1日以降のご契約は、ご契約の成立後に送付します。	

団体扱(教職員契約含む)	所属の団体(企業)に一括して証明します。ただし、団体(企業)宛の発送時期は団体によって異なります。 一部の団体扱契約については10月上旬から10月中旬にかけて「生命保険料控除証明書」を送付します。
--------------	---

生命保険料控除制度が改正され、平成23年12月31日以前の契約で平成24年1月1日以降に、主契約・特約の更新等の新契約とみなされる契約内容変更を行った場合、変更前の保険料は旧制度、変更後の保険料は新制度が適用されます。

この場合、お客様のお手元に、旧制度と新制度の2種類の証明書を送付します。

(※)「ご契約内容のお知らせ」はご加入いただいている生命保険の保障内容を記載しています。

お手元に届きましたら、この機会にぜひご家族でご契約の内容をご確認ください。

